

村山市公告第 11 号

下記のとおり、公募型プロポーザルにより受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 22 日

村山市長 志 布 隆 夫



1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

新「道の駅むらやま」(仮称)管理運営事業(EOI 方式)アドバイザー業務

(2) 委託内容

新「道の駅むらやま」(仮称)管理運営事業(EOI 方式)アドバイザー業務
公募型プロポーザル仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 10 日 (水) まで

(4) 委託上限額

35,090,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格要件等

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

ア 令和6年度村山市一般競争入札(指名競争入札)参加資格登録名簿の業種区分「測量・設計」、業種「土木・建設コンサル」に登録されている者、又は追加登録することを前提に、本市における令和5・6年度競争入札等参加資格審査申請要領(建設工事・測量等)の申請要件を満たしている者。(追加登録申請は令和6年5月15日(水)まで行うこと)

イ 東北地方に本社又は支社・支店・営業所・事務所を有している者。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 村山市競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止の期間にないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始申立てがなされていないこと。

カ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく清算又は破産手続の開始申立てがなされていないこと。

キ 「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納がないこと。

ク 直近 5 年以内(令和元年度から令和 5 年度まで)で、「EOI 方式による道の駅の管理運営に係るアドバイザー業務」(以下「同種業務」という。)又は「EOI 方式による公共施設の管理運営に係るアドバイザー業務」若しくは「EOI 以外の官民連携方式による道の駅の管理運営に係るアドバイザー業務」(以下「類似業務」という。)の実績があること。

※同種業務：道の駅管理運営アドバイザー業務 (EOI 方式)

※類似業務：公共施設管理運営アドバイザー業務 (EOI 方式)

：道の駅管理運営アドバイザー業務 (DBO方式等)

(2) 協力事業者

本業務を受託するにあたり協力事業者を設ける場合は、上記資格要件のウ～カを満たす者とする。

(3) 技術者要件

本業務の実施にあたっては、以下の技術者を配置するものとする。なお、技術者は、参加者が正規雇用している者とし、各技術者を同一の者が兼ねることはできない。

ア 管理技術者（業務の技術上の管理を行う者）

同種業務又は類似業務の経験がある者で、かつ技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 号で定める「建設部門（都市及び地方計画）」若しくは「総合技術監理部門（建設―都市及び地方計画）」の技術士、又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

イ 担当技術者

同種業務又は類似業務の経験がある者とする。

ウ 照査技術者（成果物の内容の技術上の照査を行う者）

同種業務又は類似業務の経験がある者で、かつ技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 号で定める「建設部門（都市及び地方計画）」若しくは「総合技術監理部門（建設―都市及び地方計画）」の技術士、又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者とする。

※村山市土木設計業務等委託契約条項第 9 条第 1 項の規定により、受託者は業務の管理を行う作業代理人並びに技術上の管理を司る主任技術者を定め、市に通知しなければならない。（一部抜粋）

※村山市土木設計業務等委託契約条項第 9 条第 2 項の規定により、作業代理人は、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、契約の解除等に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。（一部抜粋）

※管理技術者が主任技術者を兼ねてもよいこととする。

3 選定方式

選定にあつては、公募型プロポーザル方式とする。但し、応募事業者が多数の場合には、新「道の駅むらやま」(仮称)管理運営事業アドバイザー業務における公募型プロポーザル事業者選定委員会が一次及び二次審査を行い、契約候補者及び次点者を選定する。

4 申込方法・手続き等

参加表明書は令和 6 年 5 月 17 日（金）正午まで、企画提案書は令和 6 年 6 月 7 日（金）正午まで所定の様式により村山市まち整備課まで申し込むこと。

申込方法・手続き等については市ホームページ『新「道の駅むらやま」(仮称)管理運営事業(EOI 方式)アドバイザー業務 公募型プロポーザル実施要領』による。

5 問合せ先

村山市まち整備課 新・道の駅整備係

〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号（市役所庁舎2階）

電話：0237-55-2111（代表） FAX：0237-53-6868

電子メール：machi@city.murayama.lg.jp